[事案 23-242] 契約無効確認·既払込保険料返還請求

・平成24年7月27日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に、募集人から接待があり、しつこい営業活動をされたうえに、説明も不十分なままに契約申込みをしたとして、契約を無効とし、払い込んだ保険料全額の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成23年6月に加入した終身医療保険ならびに2件の低解約返戻金型終身保険について、 以下のとおり募集経緯に瑕疵があるので、契約を無効として払い込んだ保険料を返還して ほしい。

- (1)契約締結にあたって、募集人から面談のたびに接待を受けた。
- (2)募集人からは顧客の不利益となる事実の説明がなく、また、約款および重要事項の説明がされていない。
- (3)募集人は申立人の給与等を勘案することのない「しつこい営業活動」を行った。

<保険会社の主張>

以下のとおり、募集人による本契約の募集経緯に瑕疵は認められないので、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人が喫茶店等を用いて本契約の説明を行ったのは、申立人の「勤務先近辺において 保険の面談を行いたくない」との意向によるものであり、また、飲食店での申立人との 会食は個人的な懇親を目的としたものであり、保険の募集行為とは関係がない。
- (2)募集人は、パンフレット・設計書を用いて申立人に対して十分な時間をかけた説明を行ったうえで申込みを受けており、また「ご契約のしおり・約款」も交付している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張のうち、「募集人による接待」および「しつこい営業活動」については契約の効力に直接関係しないことから判断をせず、「不利益となる事実について募集人から十分な説明がなされなかった」点については、錯誤による無効(民法 95 条)および不利益事実の不告知(消費者契約法 4 条 2 項)を主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- 1. 申立人主張の錯誤ないし不利益事実の不告知の内容について
- (1)申立人が十分な説明を受けなかったと主張する点を整理すると以下のとおりとなる。
 - ①年金保険への加入の意向があったにもかかわらず、そうではない保険に加入させられた。
 - ②生命保険契約者保護機構の対象の有無とその具体的な運用や対応の説明がなかった。

- ③解約返戻金がない点についての説明がなかった。
- ④より保険料の低廉な保険商品の存在につき、説明がなかった
- ⑤クレジット契約に対する注意の説明がなかった。
- ⑥保険料控除制度に係る説明がなかった。
- (2) 申立人は、終身医療保険については上記の各点について、2件の低解約返戻金型終身保険については上記の①②③④⑥の点について、それぞれ錯誤ないし不利益事実の不告知を主張しているものと解される。
- 2. 錯誤による無効の主張について
- (1) 上記①④の点について、提出された書証から申立人は本件各契約の申込みに至るまでに数回にわたり2~5時間程度の時間をかけて募集人からのパンフレット・設計書を用いた説明を受けたこと、約款の交付を受けたこと、本件各契約のパンフレットならびに約款にはその表紙にそれぞれ「終身医療保険」「終身保険(低解約返戻金)」と書かれていること等から、申立人が錯誤のうえで本件各契約に加入したものと認めることは困難である。
- (2) 上記③の点について、本件各契約のパンフレットにはそれぞれ「保険料払込期間中に保険契約を解約した場合は解約返戻金はありません」「契約後短期間で解約された時の解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです」との記載があること等から、申立人において錯誤のうえで本件各契約に加入したものと認めることは困難である。
- (3)上記②⑤⑥の点について、法律上、錯誤により意思表示が無効となるためには、その錯誤が「要素の錯誤」でなければならないが、以下のとおり、いずれも要素の錯誤と認めることは困難である。
 - ・②について、生命保険契約者保護機構の対象の有無は、そのことを誤信しても、一般 人において法律行為の「要素」にはなり得ない。
 - ・⑤について、クレジット契約の点は、申立契約の内容ではなく、この点についての錯誤は、法律行為の「要素」にはなり得ない。
 - ・⑥について、保険料に係る税金の控除は、「動機の錯誤」になりうると考えられるが、 その動機が明示されていたことを窺わせるような事情は証拠上見当たらない。
- 3. 不利益事実の不告知の主張について

消費者契約法によると、取消しの対象となるのは「重要事項または当該事項に関連する事項」について利益となる事実を告げ、かつ、当該重要事項について不利益となる事実を故意に告げなかったことが要件であるが、この要件に該当するものと認めることは困難である。

【参考】

民法 95 条 (錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったと きは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

消費者契約法 第4条

1 (略)

- 2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。
- 【注】「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、意思表示をしなかったであろうことを意味します。
- 【注】「動機の錯誤」とは、表示に対応する意思(契約をしようとする意思)はあるが、具体的な意思決定をする際の動機あるいは過程に思い違いがあることです。判例は、動機が何らかの形で契約の相手方に表示されている場合には錯誤となり、さらに、当該錯誤が法律行為(契約)の要素に当たるときは意思表示が無効となるとしています。法律行為をなすに当たっての動機は、一般に表示されることがないので、表示されない内心の動機に食い違いがあれば無効とすることは、相手方に酷だからです。